

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日  
京都市条例第94号）（保健福祉局保健福祉部障害企画課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）に京都市障害者スポーツセンターの管理を行わせるとともに、同センターの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）を指定管理者に収受させるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第94号

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第10条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「第4条第6号の規定により」を削り、「もの」の右に「（第5条第6号に掲げるものに限る。）」を加え、「別表に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考2中「使用時間」を「利用時間」に、「の使用料」を「の利用料金の上限額」に、「掲げる使用料」を「掲げる額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第10条第1項	第11条第1項

（保健福祉局保健福祉部障害企画課）